

選考試験の概要

第1次 試験

▶ 筆記試験

教科専門試験、一般教養・教職専門試験

第2次 試験

▶ 論文試験

各校種・養護教諭に関するテーマによる論文

※ 論文試験は第2次試験ですが、第1次試験日に第1次試験受験者全員及び特別選考「前年度試験実績者」「かながわティーチャーズカレッジ（チャレンジコース）修了者」受験者に実施します

▶ 模擬授業

指定されたテーマに沿った模擬授業

▶ 個人面接

▶ 実技試験

一部の教科で実施

- 論文試験、模擬授業、個人面接については、ホームページで評価の観点を公開する予定です

本年度実施試験での主な変更点

▶ 社会人経験者の受験資格要件緩和

令和5年度実施要項では、特別選考「社会人経験者ア」について、資格要件を「法人格を有する民間企業、官公庁等で過去5年間に通算3年以上の勤務経験」としていましたが、社会人経験者が教員採用試験を受験しやすくなるよう、本年度実施夏期試験より、「法人格を有する民間企業、官公庁等で、令和6年3月31日までに、通算2年以上の勤務経験」に変更します。

▶ 「社会人経験者教員免許取得チャレンジ選考」の新設

本年度実施試験より、夏期試験のみ「受験する校種等・教科の教員免許は取得していないが、教員を志望する人」について、教員免許取得期間を考慮し、教員採用試験最終合格者には、最大2年間の採用延期を可能とする特別選考を新設します。対象は「法人格を有する民間企業、官公庁等で、令和6年3月31日までに、通算2年以上の勤務経験かつ令和9年3月31日までに、受験する校種等・教科の教員普通免許取得をめざす人」です。

※ 詳細は実施要項をご覧ください。

▶ 秋期試験の新設

現在夏期に実施している神奈川県公立学校教員採用候補者選考試験に加え、本年度より、秋期試験を実施します。対象校種は小学校を予定しています。

※ 試験日程や受験資格等詳細についてはホームページをご覧ください。

※ 秋期試験の実施要項については、令和6年7月中にお知らせします。

私らしく
かながわで

神奈川の障がい者雇用について

神奈川県では全国に先駆け、障がいの有無にかかわらず、様々な課題を抱えた子どもたち一人ひとりのニーズに、適切に対応していくことを学校教育の根幹にすえた「支援教育」の推進に取り組んできました。障がいのある人が教員として教壇に立つことは、「支援教育」をさらに進めることのみならず、子どもたちに対する極めて高い教育的効果が期待されることから、障がいのある人の採用を積極的に進めています。

障がいのある人を対象とした特別選考について

神奈川県では、本年度募集の全ての校種等・教科を対象とし、「障がいのある人を対象とした特別選考」を実施しています。試験の実施にあたっては、必要に応じて点字、拡大文字、手話通訳者の準備や会場の配慮等をします。また、障がいの種類や程度によって実技試験の一部を免除し、代わりに他の試験を行うなどの対応も行います。

採用後の配属の職場環境の配慮

障がいの種類や程度を勘案して配属します。

この悲しみを力に、ともに生きる社会を実現します

平成28年7月26日、障害者支援施設である県立「津久井やまゆり園」において、大変痛ましい事件が発生しました。

このような事件が二度と繰り返されないよう、私たちはこの悲しみを力に、断固とした決意をもって、ともに生きる社会の実現をめざし、ここに「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めます。



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます